

《 営農計画書等の配付から提出までの流れ 》

昨年度と同様、営農計画書等の提出は、農家ごとに行っていただきます。農家の皆様におかれましては、営農計画書等の記入後、各自で回収ボックス設置場所に提出をお願いします。

★ 原則として、回収ボックスへの提出となりますが、営農計画書等の記入方法について、不明な点がある場合には、別途、地区ごとに「相談受付日」を設けますので、必要に応じてお越しください。

1 営農計画書等の各農家への配付（ポスト投函） 【3月上旬頃】

- 地区農業協力委員が、集落内の各農家に営農計画書等を投函等により配付します。
※ 集落に属さない方については、郵送により配付します。
- 営農計画書等の配付後、各農家において、営農計画書等の記入をお願いします。

2 営農計画書・交付申請書等の提出【3月6日～3月30日（土日祝除く）】

- 次の場所に、営農計画書等の提出用の回収ボックスを設置します。
- 営農計画書等の記入が終わりましたら、各自で回収ボックスに提出してください。
- ※ 提出する際は、書類が入っていた封筒に入れて提出してください。
- ※ 仕事等の都合により、回収ボックスへの提出が難しい方は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）にご相談ください。
- ※ 集落に属さない方は、返信用封筒で事務局へ郵送してください。

地区	回収ボックス設置場所	回収時間
東部 (平石, 清原, 豊郷)	JAうつのみや 平石支所, 清原支所, 豊郷支所	9:00～15:00
	JAうつのみや 東部営農経済センター	9:00～17:00
西部 (中央, 城山, 姿川)	JAうつのみや 中央支所, 宝木出張所, 城山支所	9:00～15:00
	JAうつのみや 西部営農経済センター	9:00～17:00
南部 (瑞穂野, 横川, 雀宮)	JAうつのみや 南部営農経済センター	9:00～17:00
北部 (国本, 富屋, 篠井)	JAうつのみや 北部営農経済センター	9:00～17:00
	宇都宮市篠井地区市民センター	
上河内	JAうつのみや 上河内営農経済センター	9:00～17:00
河内	JAうつのみや 河内営農経済センター	9:00～17:00

※ 不明な点がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）又は各営農経済センターまでお問い合わせください（JA うつのみやの各金融支所、市地区市民センター等では、営農計画書等の記入方法等について御案内できません。）。

令和5年度の経営所得安定対策等の主な変更点について

【水田活用の直接支払交付金関係】

1 飼料用米の戦略作物助成の運用変更

令和4年度まで	令和5年度以降
合計収量（「ふるい下」の米を含めた収量）により単価を計算	合計収量のうち、「ふるい上」の米により単価を計算（※）

※ 農家が実際にふるいにかける必要はなく、地域ごとの1.70mmのふるい下の発生率を用いて計算することも可能とする方針が国から示されている。地域ごとのふるい下の発生率は、国から提示される。

2 飼料用米の戦略作物助成における「一般品種」への助成の段階的引下げ

【令和6年度以降】

- ・ 飼料用米の一般品種については、令和5年度は、従来と同様の支援が継続
- ・ 令和6年度から、飼料用米の一般品種の支援水準が段階的に引下げられる。
標準単価 令和5年度 8万円/10a ⇒ 令和8年度 6.5万円/10a
- ※ 飼料用米の専用品種（多収品種）については、令和6年度以降も従来と同様の支援が継続

3 飼料用米の複数年契約助成の廃止（産地交付金追加配分）

- ・ 国において、飼料用米の複数年契約助成を廃止（6千円/10a）

4 飼料用米の複数年契約助成の新設（産地交付金市設定）【令和5年度限り】

- ・ 産地交付金（市設定）において、飼料用米の複数年契約助成を新設
（1千円/10a）

5 飼料用米の地域内流通取組への助成の新設（産地交付金県設定）

- ・ 県内の畜産農家との飼料用米の地域内流通に取り組む耕種農家を支援
（2千円/10a）

6 旧水田リノベーション事業の再編【要望調査済】

- ・ 「畑作物産地形成促進事業」と「コメ新市場開拓等促進事業」として実施

7 畑地化促進事業の拡充【要望調査済】

- ・ 高収益作物のほか、畑作物（麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば等）についても、定着促進支援を拡充
- ・ 土地改良区の地区除外決済金等の支援を新設

8 飼料作物（牧草等）の自家利用における利用実績報告書の提出

- ・ 令和5年度から、飼料作物（牧草等）の自家利用における利用実績報告書の提出が必要

【経営所得安定対策関係】

1 畑作物の直接支払交付金の交付単価見直し

- ・ 現行（令和2年産～令和4年産）の平均交付単価が改定され、令和5年産～令和7年産の平均交付単価が設定
- ・ 「課税事業者」と「免税事業者」で交付単価の設定が区分され、「課税事業者」は、控除分を踏まえた単価設定とされた。

【農業構造改革事業（市・JA費交付金）】

1 奨励作物作付促進事業の交付単価見直し

令和4年度	令和5年度
124,600円/10a	75,000円/10a

2 露地野菜生産拡大事業の交付単価見直し

令和4年度	令和5年度
8,300円/10a	(新規) 8,300円/10a (継続) 4,500円/10a

【その他】

1 主食用水稲の作業受委託契約の運用見直し

- ・ 主食用水稲の作付けが作付参考値を超えている場合も、主食用水稲の作業受委託を可能とする。

2 営農計画書の様式の変更

(1) 水稲作付最終年の記載

- ・ 令和4年度以降に、水稲が作付けされた最終年を営農計画書に記載

(2) 「畦畔・水利の有無」の申告欄の新設

- ・ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の整理徹底の観点から、「畦畔・水利の有無」の申告欄を営農計画書に新設

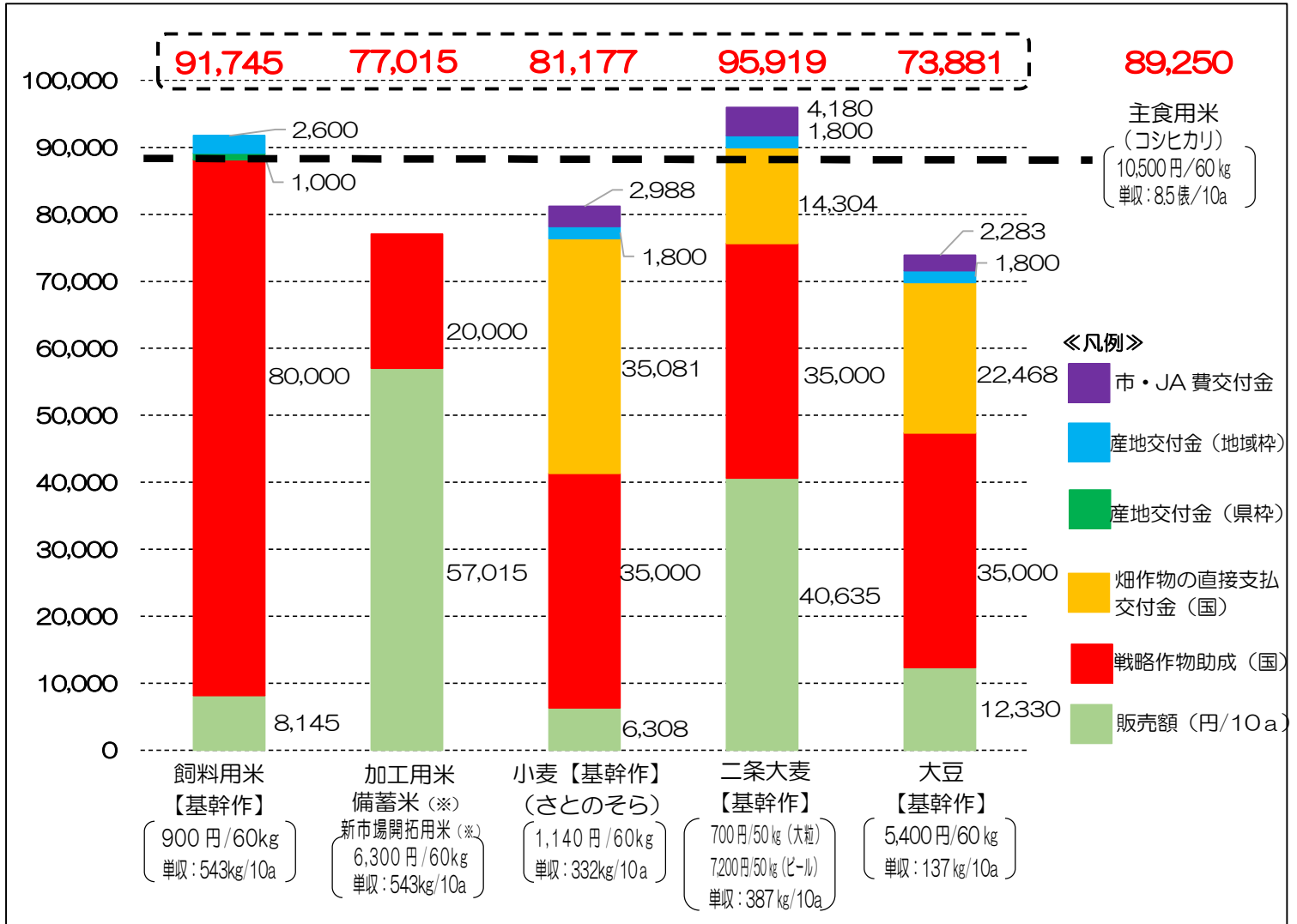
3 主食用水稲作付参考値の通知方法の変更

- ・ 営農計画書の「主食用水稲作付参考値」欄で提示

主食用米からの作付転換を図りましょう！ (交付金を活用した場合の収入シミュレーション)

- ★ 令和5年産の主食用米については、人口減少などに加え、新型コロナウイルスの影響による主食用米の需要減により、**令和4年産と同程度の作付転換が必要となります。**
- ★ 令和4年産と同程度の作付転換が継続されることにより、栃木県内の民間在庫量が減少し、主食用米の需給バランスの改善が見込まれております。

【収入額(円)／10a当たり(各種交付金を活用した収入)】 ※交付金には一定の要件があります。



※ 新市場開拓用米は産地交付金(追加配分)、備蓄米はJA出荷の場合
 ※ 令和4年度の実績をベースに、令和5年度の交付単価を適用しシミュレーション

【収入額(円)／労働時間(10a当たり)】

	飼料用米	加工用米 等	小麦	二条大麦	大豆	主食用米
労働時間/10a(年間)(時間)	21.1	23.2	5.5	6.8	9.7	23.2
収入/労働時間(円)	4,348	3,319	14,759	14,105	7,616	3,846

○ 交付金の活用で、10aの1時間当たりの収入は、主食用米と同等又は多くなります。

例 主食用米 3,846円/時間
 ⇒ 小麦 14,759円/時間 二条大麦 14,105円

営農計画書のご提出をお願いします

営農計画書は、本協議会で水田の作付状況を把握し、農業者の皆さまへの支援策等を検討するための重要な書類となりますので、ご提出をお願いいたします。

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

令和5年度も、台風や冬の降雪などが想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。



自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、新型コロナウイルスの影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一来に備えましょう。



収入保険制度の詳細は、左のQRコード

【収入保険制度、農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合 河宇支所

TEL(028)660-7300



営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和5年度営農計画書について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

≪営農計画書（抜粋）≫

宇都宮市農業再生協議会 行
令和5年度水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱いについて承諾します。
※網掛表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。（4年連続不作付、畦畔・水利なしなど）

市町村名： 栃木県宇都宮市	農 業 者 氏 名	住 所
地区CD名： 018 その他	フリガナ サイセイ キョウタロウ	〒 320-0818 TEL 028-632-2458
集落CD名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号
農家番号： 9999	認定状況	認定方針作成者
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定なし	コード： 9999999
世帯番号： 999999		

氏名に変更がないか確認をお願いします。

≪提出書類（サンプル）≫

記載例

農地台帳の経営主の変更兼
水田台帳の世帯責任者の変更届 №1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏名	宇都宮 一郎 印
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他 ()		
変更前 経営主 (世帯責任者)	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや たろう
	氏名	宇都宮 太郎 印
	生年月日	大正昭和 5年 6月 7日
	地区名	旧市 集落名 東村
変更後 経営主 (世帯責任者)	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや いちろう
	氏名	宇都宮 一郎 印
	電話番号	028-632-2458
	生年月日	大正昭和 5年 4月 12日
	地区名	旧市 集落名 東村
	前経営主との続柄	長男

記載例

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日	令和 年 月 日
	申請者	宇都宮 一郎 印
旧経営主	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな	うつのみや たろう
	氏名	宇都宮 太郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村
新経営主	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな	うつのみや いちろう
	氏名	宇都宮 一郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村

※太線の枠内だけ、ご記入願います。

営農委員会記入欄	経営主変更処理日	令和 年 月 日
	変更の理由(該当する番号に○)	1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他 ()

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、〔農作物〕〔家畜共済〕〔緑作物共済〕〔果樹共済〕〔園芸施設共済〕
なお、種別共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農協支所金融窓口にて書いてあります)を提出願います。

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが進められており、併せて、現行ルールの再徹底が求められています。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールや5年間での水稲作付けの方針について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 国の見直し内容

国は、麦などの転換作物（畑作物）の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、**次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。**

(1) 見直し内容

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除外する。

(2) 例外

- ・ 水稲の作付けがない場合であっても、**湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象とされます。**
- ・ また、「災害復旧」や「基盤整備」に関連する事業が実施されている間は、5年間に一度も水稲作付けが行われない場合も、交付対象とされます。

2 交付対象水田の現行ルール

国から、上記1の見直しと併せて、現行ルールの徹底を求められています。

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

2 作物の作付けが3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ **令和5年度営農計画書に、「畦畔や水利機能がない場合」の申告欄を設けました。**

「畦畔」や「水利機能」を喪失し、水稲の作付けを行うことができない農地がある場合は、申告をお願いします。

